

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市小倉北区西港町72番地の30

氏名 ホクザイ運輸 株式会社

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 河本 一成

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

NO COPY

福岡市長 高島 宗一郎



許可の有効年月日

令和 4年 5月 25日

許可の有効年月日

令和 11年 5月 24日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 中間処理業

処理方式 破碎

産業廃棄物の種類 木くず（建設工事に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条に限る。）、以下余白

2. 事業の用に供する施設

| 施設の種類 | 移動式破碎施設      |              |
|-------|--------------|--------------|
| 設置場所  | 各排出事業場敷地内    |              |
| 設置年月日 | 平成13年 2月 1日  | 平成27年 7月 31日 |
| 処理能力  | 120 t/日（8時間） | 120 t/日（8時間） |
| 許可年月日 | 平成13年 2月 1日  | 平成27年 7月 31日 |
| 許可番号  | 第156号        | 第225号        |

3. 許可の条件

中間処理については、生活環境の保全上支障のないよう措置し、各排出事業場敷地内において行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 5月 25日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

## 備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。